

マイナンバーと年末調整

Q：年末調整の時期が近づいていますが、マイナンバー対応で変更点等がありますか。

A：マイナンバー対応にご注意下さい。

平成28年分給与等から、税務関係書類にマイナンバー記載が必要です。年末調整準備では、以下の扶養控除等申告書のマイナンバー対応が必要です。

1. 扶養控除等申告書（マイナンバーの取得）

(1) 原則

：会社は、従業員本人・控除対象配偶者・控除対象扶養親族等のマイナンバーを記載した扶養控除等申告書の提出を受け、マイナンバーを取得します。

なお、マイナンバー管理の負担軽減の観点から、平成28年度税制改正において、マイナンバーの記載を要する年末調整関係書類が限定されました（下記）。

	(改正)前	後		前	後
給与所得者の扶養控除等申告書	(記載)要	要	保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書	要	否
住宅借入金等特別控除申告書	要	否			

(2) 例外1（相違ない旨を記載）

：会社が既にシステム等を使用してマイナンバーの提供を受けている場合、従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバーは会社に提供済のマイナンバーと相違ない」旨を記載し、会社が「確認した」旨を表示すれば、扶養控除等申告書のマイナンバー記載は省略できます。

(3) 例外2（平成29年以降は一定の帳簿で代用可）：会社がマイナンバーを記載した一定の帳簿を備えている場合には、マイナンバーの扶養控除等申告書への記載は不要です。一定の帳簿の記載事項としては、従業員等の氏名・住所・マイナンバー、帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称、申告書の提出年月です。

2. 本人確認：従業員本人からマイナンバーの提供を受ける際、通知カード（番号確認）と運転免許証（身元確認）等による本人確認が必要です。

3. 法定調書関係（マイナンバーを記載）：法定調書関係のマイナンバー記載の要否は下記の通りです。

	用途	記載		用途	記載
源泉徴収票	本人交付用	否	給与支払報告書	市町村提出用	要
	税務署提出用	要	報酬・その他の支払調書	税務署提出用	要

4.実務上の対応策

扶養控除等申告書等によるマイナンバーの提出方法について、従業員等への早めの周知・対応が必要です。マイナンバーは厳密な管理が義務付けられており、マイナンバーの記載書類を限定することが望ましいです。

平成 28 年 10 月
税理士法人石井会計

